

特別養護老人ホームすずらの園 利用料 (2023.1~)

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護老人福祉施設サービスの利用料

【基本部分（従来型個室）】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要介護1	5,730円	573円	1,146円
要介護2	6,410円	641円	1,282円
要介護3	7,120円	712円	1,424円
要介護4	7,800円	780円	1,560円
要介護5	8,470円	847円	1,694円

【基本部分（多床室）】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要介護1	5,730円	573円	1,146円
要介護2	6,410円	641円	1,282円
要介護3	7,120円	712円	1,424円
要介護4	7,800円	780円	1,560円
要介護5	8,470円	847円	1,694円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(※) 上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
日常生活継続支援 加算	重度の要介護状態の者や認知症の者、たんの吸引等が必要な者のいずれかが入所者の総数に対し一定の割合を占めている場合（1日につき）※（注1）	360円	36円
			72円
看護体制加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）	60円	6円
			12円
看護体制加算Ⅱ	※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	130円	13円
			26円
夜勤職員配置加算	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置され入所者への医療ニーズへの対応を行っている場合（1日につき）	280円	28円
			56円
個別機能訓練加算Ⅰ	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき）	120円	12円
			24円
個別機能訓練加算Ⅱ	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1月につき）	200円	20円
			40円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
			240円
ADL維持等加算Ⅰ	心身機能の重度化を防止し、機能を維持できているかを評価し条件を満たした場合（1月につき）	300円	30円
			60円
ADL維持等加算Ⅱ		600円	60円
			120円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円
			400円
再入所時栄養連携 加算	入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携を行った場合（1回につき）	1回に限り4,000円	400円
			800円
退所時等相談援助 加算	① 退所前後訪問相談援助を行った場合	1回につき4,600円	460円
			920円
	② 退所時相談援助を行った場合	1回に限り4,000円	400円
			800円
	③ 退所前の連携・調整を行った場合	1回に限り5,000円	500円
			1,000円

栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入所者の栄養状態の改善、維持に努めた場合（1日につき）	110円	11円	
			22円	
経口維持加算 I	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり著しい誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行った場合（1月につき）	4,000円	400円	
			800円	
経口維持加算 II	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行った場合（1月につき）	1,000円	100円	
			200円	
経口移行加算	必要な体制が整備され、経管による食事摂取の方などが経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合（1日につき）	280円	28円	
			56円	
口腔衛生管理加算 I	口腔衛生管理体制加算を算定しており、かつ歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合（1月につき）	900円	90円	
			180円	
口腔衛生管理加算 II	口腔衛生管理体制加算を算定しており、かつ歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を活用した場合（1月につき）	1,100円	110円	
			220円	
療養食加算	1日に3回を限度とする。（1回につき）	60円	6円	
			12円	
配置医師緊急時 対応加算	当施設配置医師が早朝、夜間又は深夜に訪問して入所者に対し診察を行った場合（1回につき）	早朝・深夜の場合 6,500円	650円	
			1,300円	
			深夜の場合 13,000円	1,300円
看取り介護加算 I	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら見取り介護を行った場合（1日につき）	死亡日以前 31日以上45日以下 720円	72円	
			144円	
			死亡日以前 4日以上30日以下 1,440円	144円
			288円	
			死亡日の前日 及び前々日 6,800円	680円
1,360円				
		死亡日	1,280円	

		12,800円	2,560円	
看取り介護加算Ⅱ	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら見取り介護を行った場合で入所者に対する緊急時の対応を施設医師・協力医療機関と連携していること（1日につき）	死亡日以前 31日以上45日以下 720円	72円 144円	
		死亡日以前 4日以上30日以下 1,440円	144円 288円	
		死亡日の前日 及び前々日 7,800円	780円 1,560円	
		死亡日 15,800円	1,580円 3,160円	
褥瘡マネジメント 加算Ⅰ	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価するとともに、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等の活用を行った場合（1月につき）	30円	3円 6円	
褥瘡マネジメント 加算Ⅱ	施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合（1月につき）	130円	13円 26円	
褥瘡マネジメント 加算Ⅲ	褥瘡の発生予防のため継続的に入所者ごとの褥瘡管理を行った場合（1月につき/3月に1回を限度として）	100円	10円 20円	
排せつ支援加算Ⅰ	排せつに介護を要し要介護状態の軽減の見込みについて評価するとともに、排せつ支援に当たって当該情報等の活用を行った場合(1月につき)	100円	10円 20円	
排せつ支援加算Ⅱ	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たし、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無く、またはおむつ使用ありから使用なしに改善していること。（1月につき）	150円	15円 30円	
排せつ支援加算Ⅲ	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たし、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無く、かつおむつ使用ありから使用なしに改善していること。（1月につき）	200円	20円 40円	
排せつ支援加算Ⅳ	排泄に介護を要する利用者へ支援計画に基づく支援を継続的に行った場合（1月につき/	1,000円	100円 200円	

	6月以内の期間に限り)		
自立支援促進加算	医師が施設入所時に、入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、医学的評価の見直し、医学的評価の結果等の当該情報等の活用を行った場合（1月につき）	3,000円	300円
			600円
科学的介護推進体制加算I	入所者・利用者ごとの、入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。（1月につき）	400円	40円
			80円
科学的介護推進体制加算II		500円	50円
			100円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所時に1回限り）	200円	20円
			40円
在宅サービスを利用した時の費用	外泊時に在宅サービスを利用した場合、（1月に6日を限度として）	5,600円	560円
			1,120円
在宅復帰支援機能加算	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設（1日につき）	100円	10円
			20円
在宅・入所相互利用加算	在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分に行いつつ、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、施設の同一個室を計画的に利用する場合（1日につき）	400円	40円
			80円
認知症専門ケア加算（I）	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合（1日につき）	30円	3円
			6円
認知症専門ケア加算（II）	認知症専門ケア加算（I）を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合（1日につき）	40円	4円
			8円
外泊時加算	病院への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合（月6日限度）（1日につき）	2,460円	246円
			492円
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）※（注1）	220円	22円
			44円
サービス提供体制強化加算 II	※加算 I～IIIのいずれか1つを算定する。	180円	18円
			36円

サービス提供体制 強化加算Ⅲ		60円	6円
			12円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注2） ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の8.3%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の6.0%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注2） ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の2.7%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 特定処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の2.3%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員等ベース アップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算減算）の1.6%	左記額の1割
			左記額の2割

(注1) サービス提供体制強化加算は、日常生活継続支援加算との重複はありません。

(注2) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 食費及び居住費

食費	1日につき1,800円。おやつ代120円。 また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。
居住費	従来型個室（1日につき） 1,360円 多床室（1日につき） 1,060円
その他	入所期間中に入院した場合の取り扱いについても、居住費相当額をいただきますので、ご了承ください。

(3) その他の費用

理美容代	費用の実費をいただきます。
行政手続代行費	費用の実費をいただきます。